

福岡県公報

平成24年1月6日
第3347号

目次

告示 (第9号-第25号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6

公告

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	7
--------------------------------	----------	---

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	7
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	8
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(社会活動推進課)	8
○落札者等の公示	(新産業・技術振興課)	8

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	9
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)	9
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	9

告示

福岡県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	京都郡菟田町大字上片島2222番2先から 京都郡菟田町大字上片島2243番1先まで	6.9 ~ 10.5	138.3

京 築	県 道	山 行 橋 線	後	京都郡苅田町大字上片島2222番2先から 京都郡苅田町大字上片島2243番1先まで	6.9 ～ 10.5	138.3
			後	京都郡苅田町大字上片島2222番2先から 京都郡苅田町大字上片島2243番1先まで	9.6 ～ 22.0	

福岡県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年1月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	山 行 橋 線	京都郡苅田町大字上片島2222番2先から 京都郡苅田町大字上片島2243番1先まで

福岡県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

南筑後	県 道	銀 水 線 停車場	前	大牟田市大字草木1144番11先から 大牟田市大字草木1150番3先まで	8.5 ～ 17.4	80.0
			後	大牟田市大字草木1144番11先から 大牟田市大字草木1150番3先まで	8.5 ～ 17.4	

福岡県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年1月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	久 留 米 線 柳 川	三潞郡大木町大字八町牟田686番2先から 三潞郡大木町大字八町牟田698番8先まで

福岡県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年1月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

南筑後	久留米 柳川線	三潞郡大木町大字八町牟田682番1先から 三潞郡大木町大字八町牟田686番2先まで
-----	------------	--

福岡県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	久留米 柳川線	前	三潞郡大木町大字上八院1861番1先から 三潞郡大木町大字上八院1587番1先まで	6.6 ～ 34.6	636.0
			後	三潞郡大木町大字上八院1861番1先から 三潞郡大木町大字上八院1587番1先まで	13.0 ～ 34.6	

福岡県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

南筑後	県 道	柳 川 城 島 線	前	大川市大字坂井798番2先から 大川市大字坂井736番1先まで	2.7 ～ 14.4	222.7
			前	大川市大字坂井798番2先から 大川市大字坂井736番1先まで	2.7 ～ 14.4	
			後	大川市大字坂井798番2先から 大川市大字坂井736番1先まで	7.0 ～ 18.6	222.2

福岡県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	田 川 桑 野 線	前	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	7.6 ～ 35.1	122.0
			後	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	7.6 ～ 37.8	

			後	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	9.0 ～ 34.0	98.0
--	--	--	---	--	------------------	------

福岡県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年1月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川線 桑野	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで

福岡県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで	9.0 ～ 35.1	84.6	うち県道田川桑野線重用延長84.6メートル

田川	県道	猪国 豊前榊田線 停車場	後	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで	9.0 ～ 37.8	84.6	うち県道田川桑野線重用延長84.6メートル
			後	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで	9.0 ～ 24.8	120.0	うち県道田川桑野線重用延長120メートル

福岡県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年1月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	猪国 豊前榊田線 停車場	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで

福岡県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年1月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	赤池田線	田川郡福智町神崎95番3先から 田川郡福智町神崎58番1先まで

福岡県告示第21号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 田村フットボールヴィレッジ

(2) 代表者の氏名

大坪 景太

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区田村7丁目24番54-102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちをはじめ広く地域住民に対して、サッカーを中心としたスポーツの普及、発展に関する事業を行い、スポーツを中心とした地域の活性化と青少年の健全育成に貢献することを目的とする。

福岡県告示第22号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人NPO九州

(2) 代表者の氏名

宮原 ひとみ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市西町1168番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自主・自発の精神で社会に貢献する民間非営利活動及びその支援活動に取り組むことにより、当法人と目的を同じく活動する人及び組織と共に、自律した市民社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第23号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年12月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ岡垣店

(2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町東山田二丁目429番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年8月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,173平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	53

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地東側	16
建物敷地南側	18
計	34

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)

建物敷地東側

6.07

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ナチュラル株式会社	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

福岡県告示第24号

次の開発行為に関する工事が完了したので。都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字長者原字池ノワキ566番6から566番9まで、567番1から567番11まで及び570番5から570番7まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市筒井4丁目4番17号

悠悠ホーム株式会社

代表取締役 内山 敏幸

福岡県告示第25号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス黒木店
- (2) 所在地 福岡県八女市黒木町本分1214ほか

2 意見の概要

意見なし

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「旧法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
株式会社ウエダ
- (2) 所在地
福岡県築上郡築上町大字上別府579番地の1
- (3) 代表者
代表取締役 山本 倫太郎

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成23年12月19日

4 処分の理由

事業者が旧法第14条第5項第2号イに規定する旧法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、旧法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
有限会社サン・フレッシュ
- (2) 所在地
福岡県築上郡築上町大字上別府586番地7
- (3) 代表者
代表取締役 上田 妙子

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成23年12月19日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定

に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当して法第14条の3の2第1項第3号の規定に該当するに至ったため

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

遠賀都市計画道路3・4・10号広渡別府線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成24年1月30日 午後7時から9時まで

(2) 場所

遠賀町役場 2階大会議室（遠賀町今古賀513）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 遠賀都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・10号広渡別府線	起点 遠賀町大字広渡字田 終点 遠賀町大字別府字水牟田下 主な経過地 遠賀町大字今古賀字貴舟	2,360メートル

(2) 閲覧

平成24年1月6日から同月20日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び遠賀町まちづくり課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成24年1月20日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成23年12月28日から平成24年1月26日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県新社会推進部社会活動推進課NPO・ボランティアセンターに備え置きます。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品の名称及び数量
X線回折装置一式の賃貸借
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県工業技術センター化学繊維研究所
 - 所在地
福岡県筑紫野市上古賀三丁目2-1
- 落札者を決定した日
平成23年12月2日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
日立キャピタル株式会社 九州営業本部
 - 住所
福岡県福岡市博多区店屋町1番35号 博多三井ビル2号館10階
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
58,199,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成23年10月21日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成23年12月2日現在（広川町については12月5日現在）における選挙人名簿により、次のようになった。

平成24年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

82,410

福岡県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成23年12月2日現在（広川町については12月5日現在）における選挙人名簿により、次のようになった。

平成24年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

753,409

福岡県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成23年12月2日現在（広川町については12月5日現在）における選挙人名簿により、次のようになった。

平成24年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,733
北九州市小倉北区	49,858
北九州市小倉南区	57,778

北九州市若松区	23,551
北九州市八幡東区	20,333
北九州市八幡西区	70,046
北九州市戸畑区	16,869
福岡市東区	75,696
福岡市博多区	56,295
福岡市中央区	47,781
福岡市南区	66,563
福岡市城南区	32,948
福岡市早良区	56,188
福岡市西区	50,622
大牟田市	34,897
久留米市	81,477
直方市	16,119
飯塚市・嘉穂郡	39,936
田川市	13,905
柳川市	19,635
八女市	11,278
筑後市	12,995
大川市・三潁郡	14,302
行橋市	19,613
中間市	12,578
小郡市・三井郡	19,719
筑紫野市	26,834
春日市	28,497

大野城市	25,186
宗像市	26,000
太宰府市	18,935
古賀市	15,598
福津市	15,447
うきは市	8,811
宮若市・鞍手郡	15,769
嘉麻市	12,118
朝倉市・朝倉郡	24,491
みやま市	11,558
前原市・糸島郡	26,940
筑紫郡	12,840
糟屋郡	56,981
遠賀郡	26,664
八女郡	13,185
田川郡	24,019
京都郡	15,561
築上郡・豊前市	17,351